第２章　意匠審査の手順

１．意匠登録出願に係る意匠の認定

（１）概要

審査官は、出願された意匠が新規性、創作非容易性等の登録要件を満たしているか否かを判断する前提として、意匠の内容を把握し、理解する必要がある。これを意匠の認定という。

（２）意匠の認定

出願された意匠の認定において、審査官は、その意匠の属する分野における通常の知識（当業者の知識）に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断する。

意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条第２項の規定により提出された~~優先権~~証明書類等（以下、「優先権証明書類等」という）、意匠法第４条第３項の規定により提出された証明する書面、及び特徴記載書については、意匠の認定の基礎となる資料とはしない。

願書の記載及び願書に添付した図面等が補正されている場合は、審査官は、補正の内容についても、十分に理解する。

（３）意匠の認定の際の留意事項

審査官は、出願された意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が具体的な意匠を認定する上で合理的に善解し得るか否かを判断する。

なお、審査官は、出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合であっても、開示された範囲を意匠登録を受けようとする部分と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合は、意匠が具体的なものであると判断する。

２．先行意匠等の調査

審査官は、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第３条第１項各号及び第２項、同第３条の２）、先願の要件（意匠法第９条）及び関連意匠の要件（意匠法第１０条）の判断に資する先行意匠等を発見するために、先行意匠等の調査を行う。

なお、審査官は、出願された意匠の属する分野を特定することができないときは、先行意匠等の調査に先立ち、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第３条第１項柱書）、二つ以上の意匠が包含されていないかどうか（意匠法第７条）、組物の意匠の場合は、組物の意匠と認められる要件を満たしているかどうか（意匠法第８条）、内装の意匠として認められる要件を満たしているかどうか（意匠法第８条の２）について検討し、拒絶理由を発見した場合は拒絶理由を通知する。

2.1　参考文献

出願された意匠の新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献という。

審査官は、出願された意匠と意匠全体として又は各部の形状等において共通する点が認められる先行意匠等を発見し、それが掲載されている審査資料を参考文献として記録する。

また、審査官は、出願された意匠及びその意匠の属する分野を理解するための参考とした先行意匠等が掲載されている審査資料がある場合にも、参考文献として記録する。

2.2　先行意匠等の調査の手法

（１）出願人が意匠登録出願を行う際は、出願人がその意匠において重要と考える形状等や、その物品、建築物、画像（以下これらをまとめて「物品等」という。）において重視される部分についての説明を記載することは必須の記載事項として求められていない。よって、審査官は、まず、先行意匠等の調査における審査資料の範囲の設定や参考文献の抽出のために、先行意匠等の調査に先立って、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づき、自らその意匠の形状等について注意を引く部分や注意を引く程度を推測する。その推測においては、特徴記載書が提出されている場合は、特徴記載書の内容も参考にする。

（２）審査官は、意匠登録出願、公知資料（国内外の図書、国内外の雑誌、国内外のカタログ、国内外の特許庁の意匠公報、インターネット上のウェブページ）、公開特許公報及び登録実用新案公報等の審査資料を対象として、先行意匠等の調査を行う。

（３）審査官は、審査官としての知識、経験及び出願された意匠の属する分野における過去の意匠登録出願の審査判断に基づき、調査すべき審査資料の範囲を設定し、出願された意匠と関連性の高い分野から優先して調査を行う。また、案件ごと、必要に応じ、以下の「調査範囲拡大の例」のように、調査範囲を拡大して調査を行う。

＜調査範囲拡大の例＞

① 審査官は、出願された意匠の意匠に係る物品等と用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品等が含まれる可能性がある日本意匠分類又はロカルノ協定（注）が定める意匠の国際分類（以下「国際意匠分類」という。）がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

（注）正式には、千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定。

② 審査官は、出願された意匠の構成要素が表されている可能性がある日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

③ 審査官は、出願された意匠が部品の意匠又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であり、その部品又は「意匠登録を受けようとする部分」の形状等を一部に有する先行意匠が含まれる可能性がある物品等を含む日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

④ 審査官は、出願された意匠の意匠に係る物品等に関連する特許の技術分野があり、その技術分野の公開特許公報及び登録実用新案公報等に当該物品等の形状等が表されている可能性がある場合は、その技術分野に属する公開特許公報及び登録実用新案公報等の調査を行う。

⑤ 審査官は、出願された意匠が創作非容易性の登録要件を満たさない可能性がある場合は、必要に応じて、創作非容易性の判断の基礎とする資料の調査を行う。

⑥ 審査官は、発見された先行意匠等に参考文献が記録されている場合は、その先行意匠等の参考文献の調査を行う。

⑦ 審査官は、意匠登録出願の出願人が過去に意匠登録出願をしている場合は、その過去の意匠登録出願及びその参考文献の調査を行う。

2.3　先行意匠等の調査の終了

審査官は、出願された意匠について、新規性、創作非容易性等を判断するのに十分な先行意匠等が発見されたとき、又は、調査範囲を拡大しても、有意義な先行意匠等を発見する可能性が非常に小さくなったときは、先行意匠等の調査を終了する。

3. 新規性、創作非容易性等の検討

審査官は、先行意匠等の調査にて発見された先行意匠等の内容が、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第３条第１項各号及び第２項、同第３条の２）、先願の要件（意匠法第９条）に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて、以下の要領で検討する。

また、審査官は、その他、意匠登録出願が意匠法第１７条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

3.1 資料の書誌的事項の確認

審査官は、意匠法第３条第１項各号及び第２項の規定の適用を検討する場合には、先行意匠等の公知日と出願された意匠の登録要件等の判断の基準日との関係を確認する。（意匠法第３条第１項各号及び第２項の規定の適用を検討する際には、日のみでなく時分も考慮する。）

審査官は、意匠法第３条の２及び意匠法第９条の規定の適用を検討する場合には、先行意匠（先願の意匠）の登録要件等の判断の基準日及び公報発行日と、出願された意匠の登録要件等の判断の基準日との関係を確認する。また、先行意匠（先願の意匠）の出願人又は意匠権者と、出願された意匠の出願人との関係を確認する。

なお、ここでいう「登録要件等の判断の基準日」とは以下のいずれかの日のことをいう。

（１）出願日
（２）パリ条約による優先権等の基礎となる第一国への最初の出願の日
（３）分割出願、変更出願の場合のもとの出願の出願日
（４）補正却下後の新出願の場合の手続補正書の提出日

審査官は、発見された先行意匠が、新規性の喪失の例外（意匠法第４条第１項又は第２項）の規定の適用を受けようとする公開意匠であるときは、新規性喪失の例外の規定の適用の申請が所定の要件を満たしているか否かを確認する。

3.2 新規性等の判断における意匠の類否判断

審査官は、新規性（意匠法第３条第１項各号）、先願（意匠法第９条）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第３条の２）に関する拒絶理由を検討する際の、先行意匠と出願された意匠との対比及び判断は、主に以下の点に留意して行う。

（１）出願された意匠と拒絶理由の通知において引用する先行意匠（以下「引用意匠」という。）の類否判断は、需要者（取引者を含む）を判断主体とする。

（２）出願された意匠と引用意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であるか否かを判断する。この場合、物品等の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、物品等の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品等であれば、物品等の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

（３）出願された意匠と対比可能な程度に十分に引用意匠が表されていることを確認し、出願された意匠と引用意匠を対比し、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）及び各部の形状等における共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を以下の①と②の観点から行う。

① その形状等を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価

② 先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠については「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、位置、大きさ、範囲、形状等の共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を行う。

（４）両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、意匠全体として需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

3.3 創作非容易性の判断

審査官は、創作非容易性（意匠法第３条第２項）の判断は、出願された意匠が、先行する公知の形状等に基づいて、容易に創作をすることができたものであるか否かを検討することにより行う。

創作非容易性の判断は、主に以下の点に留意して行う。

（１）その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）を創作非容易性の判断主体とする。

（２）創作非容易性の判断の基礎となる資料が、公知の形状等、画像又は意匠であること、又は、頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等、画像又は意匠であることを確認する。

（３）当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であると判断する場合は、それを示す具体的な事実の証拠を確認する。

3.4　意匠法第１７条各号に該当するか否かの判断

審査官は、意匠登録出願が意匠法第１７条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。例えば、審査官は、出願された意匠に不登録事由があるかどうか（意匠法第５条各号）、意匠登録出願が経済産業省令で定めるところにより意匠ごとに出願されたものかどうか（意匠法第７条）、関連意匠として出願されたものである場合は、関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たすかどうか（意匠法第 10 条）等について検討する。

4.　拒絶理由の通知（国際意匠登録出願を除く）

審査官は、拒絶理由を発見した場合には、出願人に対し、拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書の提出の機会を与える（意匠法第１９条において準用する特許法第５０条）。

なお、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、期間の延長を請求することができる（意匠法第６８条第１項で準用する特許法第５条第３項）。

4.1　拒絶理由の通知を行う際の留意事項

審査官は、拒絶理由の通知を行う際には、主に以下の点に留意して、出願人が拒絶理由の主旨を明確に理解できるように具体的に指摘する。

（１）拒絶理由は、出願人が理解しやすいようにできるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。

（２）審査官は、意匠が具体的なものではなく、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないことが明らかな意匠については、願書の記載及び願書に添付した図面等における不備の箇所及びその理由を具体的に示す。

（３）審査官は、出願された意匠が意匠法第３条第１項各号、同第３条の２、同第９条第１項の規定に該当し、新規性、先願等の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。また、引用意匠の特定にあたっては、引用意匠の出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。その際、出願された意匠が部品の意匠又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、必要に応じて対比、判断をするための引用部分を明示する。

なお、審査官は、出願された意匠が意匠法第３条の２の規定と意匠法第９条第１項の規定に同時に該当する場合（出願された意匠と先願の意匠が同一又は類似の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であり、それぞれの出願人が同一でない場合）は、審査実務上、意匠法第３条の２の規定を適用する。

ただし、審査官は、先願が秘密にすることを請求した出願であり、その秘密請求期間の経過後の意匠公報の発行を待ってから、意匠法第３条の２による拒絶理由を通知する必要がある場合は、審査の迅速化の観点から、その秘密請求期間の経過後の意匠公報の発行を待たず、意匠法第９条第１項による拒絶理由を通知する。

（４）審査官は、出願された意匠が意匠法第３条第２項の規定に該当し、創作非容易性の登録要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。その際、提示を要しないほど明らかな場合を除き、創作非容易性の判断の基礎となる資料及び当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であることを示す具体的な事実を提示する。

審査官は、創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示にあたっては、出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。

なお、審査官は、意匠法第３条第２項の規定は、出願された意匠が、第３条第１項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。

（５）審査官は、意匠登録出願が意匠法第７条に規定する一意匠一出願の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に経済産業省令で定めるところにより意匠ごとにされているものとは認められない理由を具体的に示す。

（６）審査官は、意匠登録出願がその他の拒絶理由に該当する場合は、その理由を具体的に記載する。

4.2　出願人との意思疎通の確保

（１）審査官は、迅速、的確な審査に資すると認められる場合には、出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段として、電話、ファクシミリ、面接等を活用し、出願人に対して丁寧でわかりやすい対応に努める。面接等は『面接ガイドライン【意匠審査編】』に基づいて行い、手続の透明性を確保すべく面接記録又は応対記録を作成する。なお、意匠登録出願に代理人がある場合は、原則として代理人と面接等を行う。

なお、審査官は、意匠に係る物品等の全体の形状等の開示がなされていない場合に、開示された範囲を意匠登録を受けようとする部分と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合等、拒絶理由に該当しない場合は、開示されていない部分について出願人の意図を確認したり、補正を促したりするための応対は行わない。

（２）審査官は、担当が変更されても、審査の継続性を維持、確保する運用が行われるようにする。もし、前任の審査官と異なる判断をする場合には、特に出願人との意思疎通に留意する。

5. 協議指令（国際意匠登録出願を除く）

同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第９条第２項前段の規定に該当し、意匠法第９条第４項の規定による協議指令の対象となる。

5.1 協議指令を行う際の留意事項

審査官は、協議指令を行う際には、以下の点に留意する。

（１）同一又は類似の意匠について同日にされた他人による意匠登録出願の取扱い

①意匠法第９条第４項の規定により各意匠登録出願人に特許庁長官名で協議を指令する。

②指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をすべき旨の査定をする。

③指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第９条第５項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に意匠法第９条第２項後段の規定により拒絶理由を通知する。

（２）同一又は類似の意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願の取扱い

①意匠法第９条第４項の規定により意匠登録出願人に特許庁長官名で協議を指令する。ただし、同一人の場合には、協議のための時間は必要ではないと認められることから、特許庁長官名の協議指令と同時に意匠法第９条第２項後段の規定に基づく拒絶理由を通知する。

②指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第９条第５項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願に対し、先に通知した意匠法第９条第２項後段の規定による拒絶理由により拒絶をすべき旨の査定をする。

（３）協議対象の一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われ、協議の結果の届出がない場合の取扱い

審査官は、協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われても、それによって直ちに協議が成立したものとみなすことはできず、指定期間の満了まで、協議の結果の届出を待たなければならない。

協議対象の意匠登録出願それぞれについて協議の結果の届出が原則必要であり、指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第９条第５項の規定により協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠あるいはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されているものについては、その補正あるいは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消しているので、審査官は協議が成立しなかったものとはみなさない。

6. 国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報

審査官は、国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合、拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第１２条(1)及び(2)）。

6.1 拒絶の通報

審査官は、拒絶の通報を行う際には、以下の点に留意する。

（１）国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、以下の場合が含まれる。

① 当該国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第１７条各号）を有する場合
② 当該国際意匠登録出願が協議指令（意匠法第９条第４項）の対象である場合
③ 当該国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合
④ 当該国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合（待ち通知）

一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらず、通常の拒絶理由通知等により行う。

（２）拒絶の通報は、国際公表後１２月以内に国際事務局に対して行う（ジュネーブ改正協定第１２条(2)(a)、ハーグ協定共通規則第１８規則(1)(b)）。

（３）拒絶の通報には、その根拠となる全ての理由（注）を記載する（ジュネーブ改正協定第１２条(2)(b)）。また、当該理由に対応する法令の主要な規定について言及する（ハーグ協定共通規則第１８規則(2)(iii)）。

（注）拒絶の通報に記載すべき「全ての理由」は、拒絶の通報を行う時点で提示し得る理由であって、同時に通知することが合理的な範囲のものとする。

（４）拒絶の通報は英語で行う（ハーグ協定共通規則第６規則(3)(i)）。

7. 意見書又は手続補正書が提出されたとき

（１）意見書又は手続補正書の内容の検討

拒絶理由を通知した後に、意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

（２）手続補正書の取扱い

願書又は図面等に対してなされた補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められる場合（以下①②に示す場合）には、当該補正を決定をもって却下する（意匠法第１７条の２）。補正の却下の決定は、その理由（複数ある場合はその全ての理由）を示して行う。

① その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正

② 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正

審査官は、補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものでない場合は、補正後の願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて審査を継続する。

なお、補正は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、することができる（意匠法第６０条の２４）。

（３）意見書又は手続補正書提出後の拒絶理由の通知

審査官は、意見書又は手続補正書の提出により先に通知した拒絶理由は解消されたが、他に拒絶理由を発見したときは、改めて拒絶理由を通知する。

8. 査定

8.1 登録査定

審査官は、意匠登録出願について拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。また、意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第１８条）。

登録査定に際しては、出願された意匠について、拒絶理由を構成するには至らないが、以下に示す先行意匠等に該当し、審査において特に参考にしたものについては、その先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献として意匠公報に掲載する。

（１）出願された意匠と、意匠全体として共通点が認められる先行意匠
（２）出願された意匠と、形状等の一部において共通点が認められる先行意匠等
（３）特徴記載書に特徴として記載された形状等に共通点が認められる先行意匠等

8.2 拒絶査定

審査官は、拒絶理由の通知に対する意見書及び手続補正書によっても、拒絶理由が解消しない場合は、すみやかに拒絶査定をする（意匠法第１７条）。

拒絶査定に際しては、以下の点に留意する。

（１）拒絶理由が解消されていない具体的な理由がわかるように、平明な文章で記載する。
（２）意見書において主張されている事項については、拒絶理由の主旨に添って、審査官の判断を明確に記載する。

（３）通知した拒絶理由にとらわれて、新たな先行意匠等を引用しなければ拒絶査定を行うことができない場合には、当該先行意匠等も引用し、改めて拒絶理由を通知して、出願人が意見を述べる機会を確保しなければならない。ただし、出願された意匠の分野において、ありふれた形状等であることや当業者にとってありふれた手法であることを補強するための先行意匠等の提示を行うことはできる。

第１章　意匠登録出願に係る意匠の認定

１．概要

出願された意匠の認定は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、どのような機能及び用途を有する物品等に対し、どのような形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（注）の創作がなされたか、ということをその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第６条）とされており、また、登録意匠の範囲を定める際は、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第２４条）とされているからである。

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形状等（他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形状等を除く。）については、意匠登録を受けようとする部分の形状等として取り扱わない。

なお、願書に添付した図面等において、「参考図」として表された図における、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩は出願の意匠の形状等に係る認定において考慮しない。また、一組の図面及びその他必要な図には開示がなされておらず、「参考図」として表された図においてのみ開示された部分については、意匠登録を受けようとする部分として取り扱わない。

願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、「優先権証明書類等」、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための証明書等は、出願された意匠の認定の基礎となる資料とはしない。

（注）
第Ⅳ部第３章「組物の意匠」3.3「組物全体として統一があること」を除き、以下「形状等」という。

第３章　新規性喪失の例外

１．概要

意匠法第４条が定める新規性喪失の例外の規定は、創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠（以下「公開意匠」という。）となったときは、その公開意匠が最初に公開された日から１年以内に当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願し、所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、新規性（意匠法第３条第１項各号）及び創作非容易性（意匠法第３条第２項）の要件の判断において、当該公開意匠を公知意匠ではないとみなすものである。

意匠法第４条第１項及び第２項の規定においては、公開意匠と意匠登録出願の意匠との関係について何ら規定していないため、両意匠が同一、類似又は非類似であるか否か等、両意匠の関係が如何なるものかにかかわらず、公開意匠及び当該意匠登録出願が所定の要件を満たせば、その公開意匠について意匠法第４条第１項又は第２項の規定を適用する。

また、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願についても、意匠法第４条第１項又は第２項の規定の適用を受けることができる。

２．第４条第２項の規定を適用するための要件

審査官は、以下の（１）から（３）の全ての要件を満たしていると判断する場合に限り、公開意匠についての意匠法第４条第２項の規定の適用を認める。

（１）意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の行為に起因して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。

①　意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
②　意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。

ただし、発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことで①又は②に該当するに至ったものを除く（意匠法第４条第２項）。

（２）上記（１）の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。

（３）上記（１）の意匠が初めて公開された日から１年以内に意匠登録出願されていること。

審査官は、意匠法第４条第２項の規定の適用の判断に当たっては、意匠法第４条第３項又は第４項の規定により提出された「証明する書面」（以下、単に「証明する書面」という。）によって、上記の要件を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

2.1　意匠登録を受ける権利を有する者

意匠法第４条第２項に規定する「意匠登録を受ける権利を有する者」とは、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者をいう。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開前に、当該意匠登録を受ける権利が創作者から第三者へ承継された場合は、承継により当該権利を公開時において有していた者である。公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継の事実が明示されるとともに証明される必要がある。

2.2　公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実

証明書「証明する書面」においては、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公知意匠に該当するに至った事実が明示されるとともに証明される必要がある。

３．意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための具体的な手続

（１）意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第４条第３項）。ただし、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記載して書面の提出を省略することができる（意匠法施行規則第１９条第３項で準用する特許法施行規則第２７条の４）。

なお、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合には、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記録しなければならない（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第１２条）。

（２）公開意匠が意匠法第４条第２項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から３０日以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同一又は類似の意匠について意匠法第３条第１項第１号又は第２号に該当するに至る起因となった意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があったときは、その「証明する書面」の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りる（意匠法第４条第３項）。

なお、「証明する書面」の提出については、意匠法施行規則第１条の規定及び同規則様式第１により、新規性の喪失の例外証明書提出書とともに物件提出しなければならない。

４．「証明する書面」に基づく意匠法第４条第２項の規定の適用についての判断手順

4.1　以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合

審査官は、原則として、公開意匠が、本章２．「第４条第２項の規定を適用するための要件」に記載の要件を満たすことについて証明されたものと判断し、意匠法第４条第２項の規定の適用を認める。

ただし、公開意匠が意匠法第４条第２項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

「証明する書面」の書式

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実
　① 公開日
　② 公開場所
　③ 公開者
　④ 公開意匠の内容（意匠の写真等を添付する）

公開意匠が現れた写真等（別紙可）

２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実
　① 公開意匠の創作者
　② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
　③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)
　④ 公開者
　⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
　⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
　(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和○年○月○日
出願人○○○

以下本章において、上記「１．公開の事実」及び「２．意匠登録を受ける権利の承継等の事実」の欄の内容と同程度の事実を、それぞれ「公開の事実」及び「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」という。

4.2　上記 4.1 に示す書式と異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合

提出された「証明する書面」に、上記 4.1 に示す書式と同程度の内容が記載されていれば、審査官は、原則として、公開意匠が 2. に記載の要件を満たすことについて証明されたと判断し、意匠法第４条第２項の規定の適用を認める。

ただし、4.1 に示す書式と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていても、「公開意匠」が意匠法第４条第２項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

4.3 「証明する書面」に記載された内容についての具体的な判断~~意匠法第４条第２項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手順~~

審査官は、「証明する書面」に記載された内容について以下のように判断する。

~~「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開意匠」について、審査官が、意匠法第４条第２項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後、出願人から意見書、上申書等により、同項の規定の適用は認められるべきであるとの主張がなされる場合がある。この場合には、審査官は、「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮し、2. に記載の要件を満たすことについて証明されたか否かを再び判断する。~~

4.3.1　公開意匠の「公開日」

公開意匠が公然知られた日、すなわち不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られた日、日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された日又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった日を当該意匠の公開日とする。

外国で公知になった場合については、日本時間に換算した日付で判断する。例えば、１月１日午前１０時に日本で公開すると同時に米国東部（現地時間１２月３１日午後９時）でも公開した場合には、日本時間の１月１日が最先の日になる。

4.3.2 「最先の日」（意匠法第４条第３項ただし書き）

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知意匠に該当するに至った同一又は類似の公開意匠が複数ある場合、それぞれの「公開の事実」を証明せずとも、最先の日に行われたもののいずれか一の行為について「証明する書面」に記載されていれば足りる。

なお、最先の公開日に同一又は類似の意匠について複数の公開行為があった場合、公開の時分の先後まで問わない。

4.3.3 「証明する書面」に記載された公開意匠の認定

「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開意匠」について、審査官は原則として、意匠法第４条第２項の規定の適用を認める。

「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の中で分離して識別可能な部品・付属品等があり、当該部品・付属品等が公開意匠である場合は、それらについても証明されているものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた箇所のみを公知意匠として扱う）、「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の各部分につ

いても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分がそれぞれ証明されているものとして扱う。

例えば、以下のように、「証明する書面」に記載された公開意匠が、フレーム、タイヤ、サドル等の部品を組み立てた自転車である場合、意匠法第４条第２項の規定を適用する意匠には、自転車の意匠だけではなく、自転車の部品として識別可能なフレーム、タイヤ、サドル等の部品の意匠や、自転車のサドルの部分や自転車のフレームの一部を構成する部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるものも含まれる。

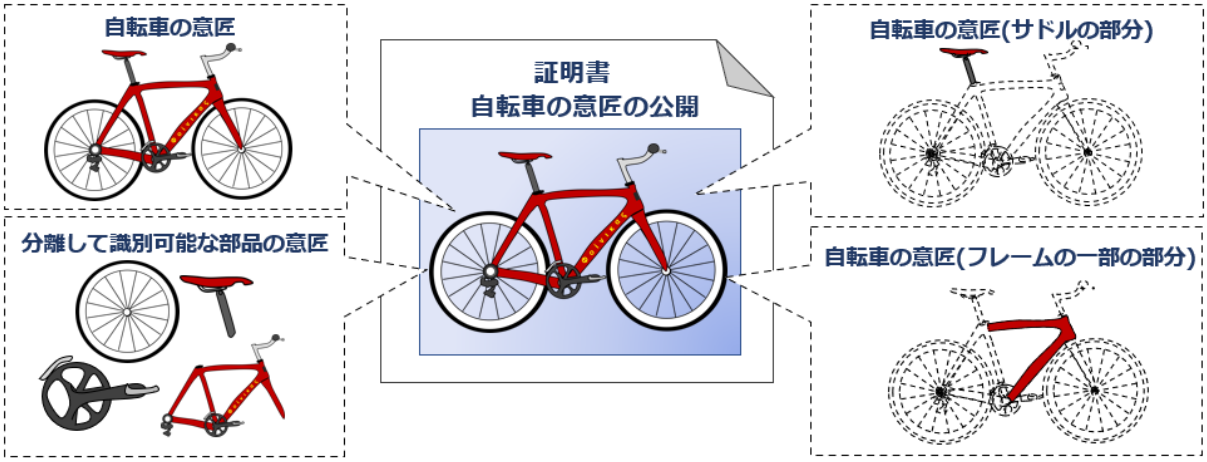

4.4 「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」

「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された同一又は類似の公開意匠は、新規性（意匠法第３条第１項各号）及び創作非容易性（意匠法第３条第２項）の登録要件の判断において、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。他方、「証明する書面」に記載された公開意匠と非類似の公開意匠については、当該「証明する書面」に基づく意匠法第４条第２項の規定の適用を認めない。「証明する書面」に記載された公開意匠とその他の公開意匠との類否の判断基準は、第Ⅲ部第２章第１節「新規性」2.2「類否判断」等を参照されたい。

「証明する書面」に記載された公開意匠と非類似の公開意匠として意匠法第４条第２項の規定の適用を認めない例

【事例１】　　【事例２】

4.5 「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第４条第２項の規定の適用についての判断

「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第４条第２項の規定の適用の判断は、「証明する書面」に記載された公開意匠における、意匠登録出願の意匠との対比の対象となる部位に基づき行う。

例えば、意匠登録出願の意匠が部品又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合、「証明する書面」に記載された公開意匠が物品等の全体に係るものであっても、「証明する書面」に記載された公開意匠とその後の公開意匠との類否は、当該意匠登録出願の意匠に相当する部品又は意匠登録を受けようとする部分で判断する。

【事例１】

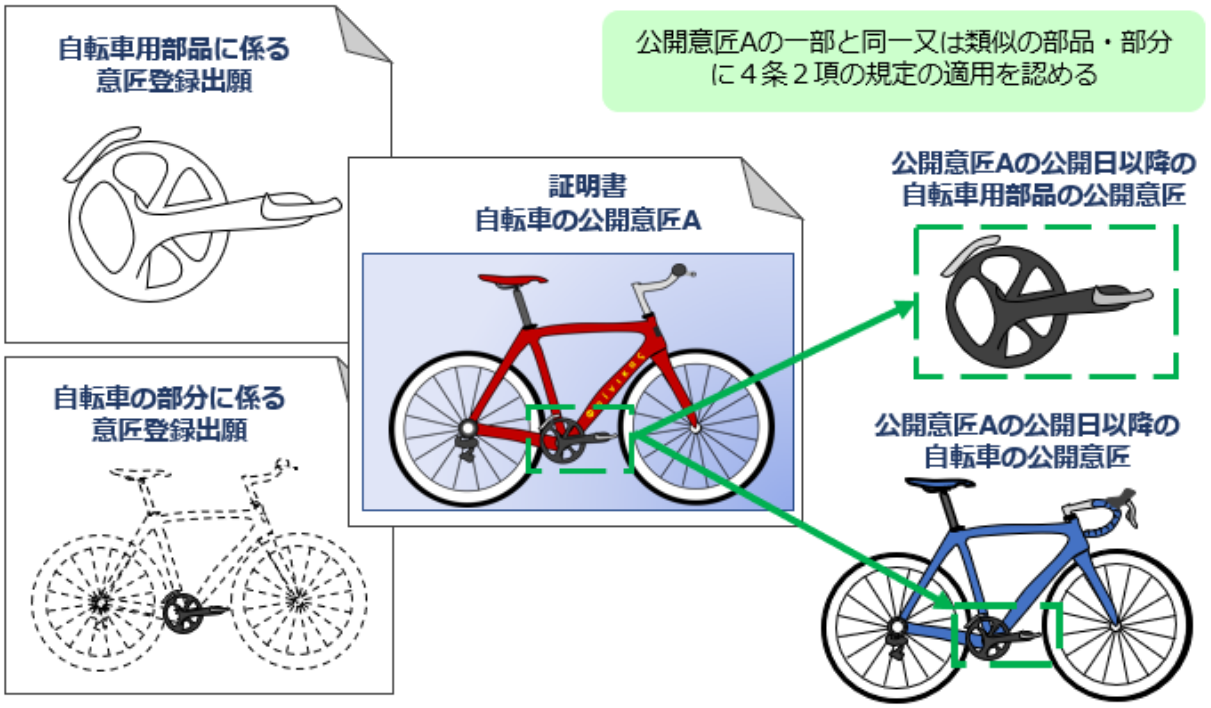

【事例２】

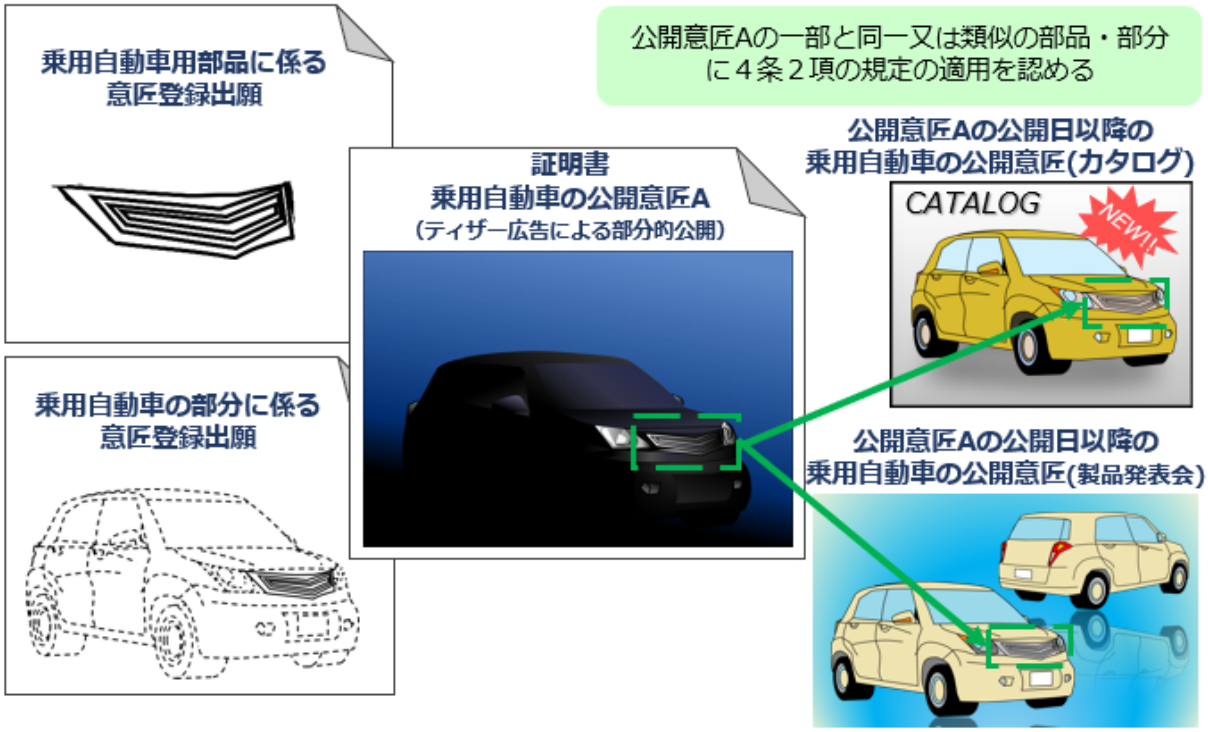

【事例３】

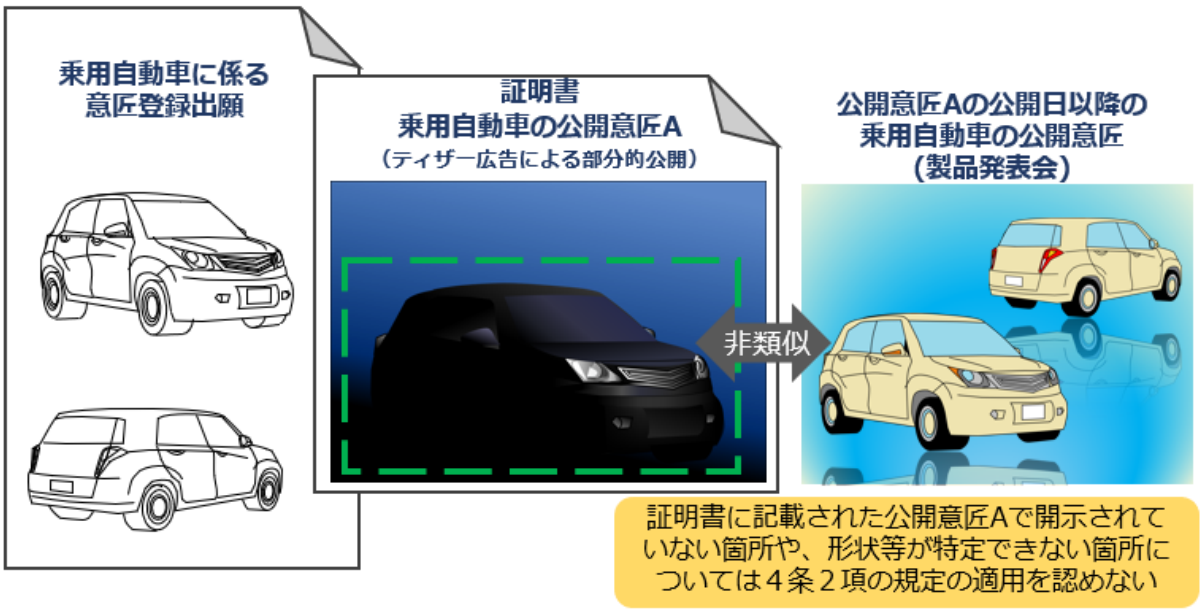

4.6　意匠法第４条第２項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した場合の判断手順

公開意匠について、審査官が、意匠法第４条第２項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後、出願人から意見書、上申書等により、同項の規定の適用は認められるべきであると

の主張がなされる場合がある。この場合には、審査官は、「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮し、2．に記載の要件を満たすことについて証明されたか否かを再び判断する。

5．意匠法第４条第２項の規定の適用についての判断に係る留意事項

5.1 ~~同一の意匠が複数回公開された場合における先の~~意匠法第４条第２項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に~~なされた公開行為について、~~第三者によって「証明する書面」に記載された意匠と同一又は類似の意匠が公開された場合の取扱い

~~（１）意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して同一の意匠が複数回公開された場合において、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるためには、原則として、それぞれの「公開の事実」が「証明する書面」に記載されていなければならない。~~

~~ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願前に公知意匠に該当するに至った意匠を、先の公開に基づいて複数回に亘って事後公開した場合には、その先に公開された意匠について意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第２回以降の公開によっても、その意匠は公知意匠に該当するに至らなかったものとする。~~

~~例えば、次のような例において、先の公開について意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第２回以降の公開によっても、その意匠は公知意匠に該当するに至らなかったものとする。~~

~~例１：意匠登録を受ける権利を有する者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された意匠と、２回目以降の納品によって公開された意匠~~

~~例２：意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠を掲載した製品カタログを取引先に配布することによって意匠を公開した後、取引先の注文に応じて製品を納品することによって２回目以降の公開がなされた意匠~~

~~（２）~~意匠法第４条第２項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に第三者が「該当するに至った意匠」と同一又は類似の意匠を公開した場合には、原則として、その意匠は第三者の公開によって公知意匠に該当したものとする。

ただし、~~第三者の公開が~~「該当するに至った意匠」の公開に~~基づく~~基づき第三者が公開したことが明らかなとき（注）は、その公開によっても、その意匠は公知意匠に該当するに至らなかったものとする。

（注）「~~第三者の公開が~~『該当するに至った意匠』の公開に~~基づく~~基づき第三者が公開したことが明らかなとき」とは、例えば次のようなものをいう。

例１：意匠登録を受ける権利を有する者が商品を販売したことによって公開された意匠と、その商品を入手した第三者がウェブサイトにその商品を掲載したことによって公開された意匠

例２：意匠登録を受ける権利を有する者が見本市に出品したことによって公開された意匠と、その出品情報が新聞に掲載されたことによって公開された意匠

例３：意匠登録を受ける権利を有する者が卸業者に納品したことによって公開された意匠と、その卸業者を経て小売店が販売したことによって公開された意匠

例４：意匠登録を受ける権利を有する者がウェブサイトに商品を掲載したことによって公開された意匠と、それを閲覧した第三者が SNS 上に掲載し公開された意匠

~~5.2　出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第４条第２項の規定の適用についての取扱い~~

~~意匠法第４条第２項は、意匠登録出願前の公開意匠と当該意匠登録出願の意匠とが同一、類似又は非類似であるか否かを問わず、「証明する書面」に記載された公開意匠が所定の要件を満たしたときに、当該公開意匠に限って、新規性（意匠法第３条第１項各号）及び創作非容易性（意匠法第３条第２項）の登録要件の判断において、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす規定である。他方、「証明する書面」に記載されない公開意匠については、意匠法第４条第２項の規定の適用を認めず、公知意匠と取り扱う。~~

~~意匠登録出願前に相互に類似する複数の意匠が公開された場合等については以下のとおり取り扱う。~~

~~5.2.1　相互に類似する意匠Ａ及び意匠Ａ'が意匠登録出願前に公開され、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願Ａの「証明する書面」には公開意匠Ａのみが記載された場合の取扱い~~

~~この場合、当該意匠登録出願Ａにおいて、意匠法第４条第２項の規定を適用し、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができるのは、公開意匠Ａのみである。~~

~~したがって、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠Ａ'に類似する意匠登録出願Ａの意匠は、意匠法第３条第１項第３号に該当し意匠登録を受けることができない。~~

~~なお、意匠登録出願Ａにおいて、公開意匠Ａ及びＡ'を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、公開意匠Ａ及びＡ'について、意匠法第４条第２項の規定を適用し、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。~~

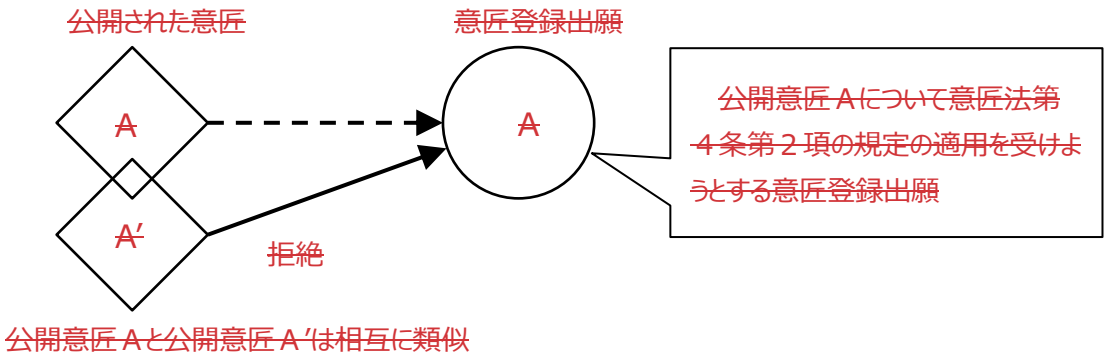

5.2~~.2~~　本意匠である意匠登録出願Ａについては、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠Ａを記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願Ａ′については、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための所要の手続をしなかった場合における、意匠登録出願Ａ′についての公開意匠Ａの取扱い

関連意匠の意匠登録出願Ａ′については、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための所要の手続がなされていないのであるから、公開意匠Ａを公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことはできない。

したがって、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠Ａに類似する意匠登録出願Ａ′の意匠は、意匠法第３条第１項第３号に該当し意匠登録を受けることができない。

他方、関連意匠の意匠登録出願Ａ′において、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるための手続をし、公開意匠Ａを「証明する書面」に記載して所定の要件を満たした場合は、意匠法第４条第２項の規定を適用し、公開意匠Ａについて公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

なお、公開意匠Ａが意匠法第１０条第２項又は同第８項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録出願Ａ′の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（第Ⅴ部「関連意匠」3.7「新規性及び創作非容易性の規定の適用について」参照）。

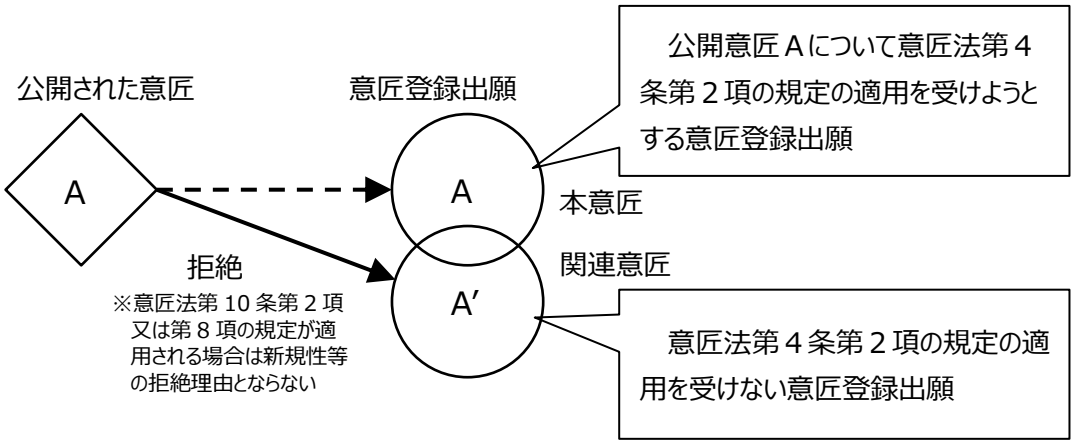

5.2.3　相互に類似する意匠Ａ及び意匠Ａ'が意匠登録出願前に公開され、意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願Ａ及び意匠登録出願Ａ'がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い

両出願の意匠が本意匠と関連意匠の関係にあるか否かにかかわらず、意匠登録出願Ａについて、意匠法第４条第２項の規定の適用により公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠Ａのみであり、同様に、意匠登録出願Ａ'について、意匠法第４条第２項の規定の適用により公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠Ａ'のみである。

したがって、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠Ａ'に類似する意匠登録出願Ａの意匠、及び、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠Ａに類似する意匠登録出願Ａ'の意匠は、いずれも意匠法第３条第１項第３号の意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。

他方、意匠登録出願Ａ及び意匠登録出願Ａ'において、それぞれ公開意匠Ａ及び公開意匠Ａ'を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、いずれも公開意匠Ａ及び公開意匠Ａ'について、意匠法第４条第２項の規定を適用し、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

なお、公開意匠Ａが意匠法第１０条第２項又は同第８項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録出願Ａ'の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（第Ⅴ部「関連意匠」3.7「新規性及び創作非容易性の規定の適用について」参照）。

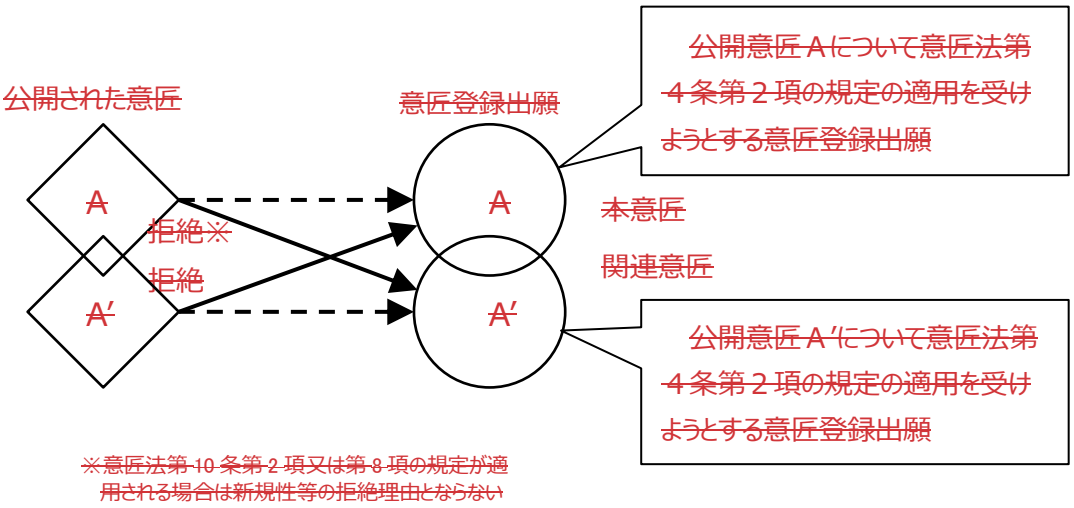

6. 意匠法第４条第１項の規定を適用するための要件

審査官は、以下の（１）から（３）の全ての要件を満たしていると判断する場合に限り、公開意匠についての意匠法第４条第１項の規定の適用を認める。

（１）意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の意に反して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。

①意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
②意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。

（２）上記（１）の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。

（３）上記（１）の意匠が初めて公開された日から１年以内に意匠登録出願されていること。

6.1 公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

意匠法第４条第１項に規定する「意匠登録を受ける権利を有する者」とは、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者をいう。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開前に、当該意匠登録を受ける権利が創作者から第三者へ承継された場合は、承継により当該権利を公開時において有していた者である。公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継の事実が明示されるとともに証明される必要がある。

6.2 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実

意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された場合とは、例えば、創作者の創作した意匠が窃取盗用によって第三者に公開されたような場合が該当する。

どのような経過を経て、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたかという事実が明示されるとともに証明される必要がある。

6.3　意匠法第４条第１項の規定の適用を受けるための手続

意匠法第４条第１項の規定の適用を受けるための手続（意匠法第４条第１項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出、あるいは、願書面への適用を受けたい旨の記載、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実を証明する書面の提出に関する時期的制限等）は、意匠法第４条第３項に規定していない。

したがって、意匠登録出願人は、公開意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時、例えば、当該意匠登録出願について意匠法第３条第１項各号又は第２項の規定により拒絶理由が通知された際に、意見書又は上申書等により上記６．の要件を満たす事実を明示するとともに証明すればよい。

なお、意匠登録出願前に上記６．の要件を満たす公開意匠の存在が判明している場合には、意匠登録出願人は、意匠登録出願の際にその事実を証明する書面を提出してもよい。

6.4　意匠法第４条第１項の規定の適用についての判断

審査官は、意匠法第４条第１項の規定の適用を受けることができる公開意匠であるとして出願人から提出された意見書、上申書等によって、当該公開意匠が上記６．の要件を満たすことが合理的に釈明されているか否かを判断する。

関連規定

意匠法

第二条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

２　この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一　意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二　意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

三　意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為

イ　意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

ロ　意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

（第３項略）

第三条　工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一　意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二　意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠

三　前二号に掲げる意匠に類似する意匠

２　意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に

利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

第三条の二　意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

第四条　意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

２　意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

３　前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項以下この条及び第六十条の七において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同一又は類似の意匠について第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至る起因となつた意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があつたときは、その証明書の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りる。

４　証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から

十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

第五条　次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

一　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

二　他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠

三　物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠

第九条　同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

２　同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

３　意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

４　特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

５　特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

意匠法施行規則

様式第２［備考］

39 「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を記載する。

様式第６［備考］

７　図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

８　立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。

９　等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が１対１対２分の１のもの）又はカバリエ図（当該比率が１対１対１のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

10　平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。

11　意匠法第２条第１項に規定する画像は、画像図（意匠登録を受けようとする画像を表す図をいう。以下同じ。）に表す。画像が立体的なものである場合は、画像正面図、画像右側面図等、画像○○図を用いる。

12　物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、８から11までに規定される図において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠

登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。意匠法第８条において規定する組物の意匠及び同法第８条の２において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。

13　棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地のものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14　ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品、建築物又は画像の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略個所は、２本の平行な１点鎖線で切断したように示す等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略個所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

15　８から 10 までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

16　断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断個所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。

17　部分拡大図を描くときは、その拡大個所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。

19　ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わされたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について８から 10 までの図面及び 15 の図を加える。

20　積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。

21　数棟の建物がある場合のように各棟の図面だけでは位置関係を十分表現することができないものについては各棟の配置を表す図を加える。

22　動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。

23　衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用等した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものについては、次に掲げる方法の少なくともいずれか一方により意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるときは、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができる。

イ　願書の「【意匠の説明】」の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載する。

ロ　願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等する。

27　物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。

イ　外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。

ロ　外周の外面、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。

ハ　外周の外面、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか２以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

様式第７［備考］

４　その他は、様式第６の備考２、３、６、８から 13 まで、15 及び 19 から 26 までと同様とする。

様式第８［備考］

３　物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品、建築物又は画像のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。意匠法第８条において規定する組物の意匠及び同法第８条の２において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。

第１章　画像を含む意匠

１．概要

意匠法においては、従来、物品のみを保護の対象としていたが、令和元年の意匠法改正により、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も保護の対象とした。

当該意匠法の改正以前は、平成１８年の意匠法改正で、物品の操作の用に供される画像を物品の部分の意匠として保護の対象とするなど、伝統的に物品の部分としての画像を含む意匠として保護してきた。

したがって、令和元年の意匠法改正以降、意匠登録出願人が画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の２通りがある。

（１）画像意匠（物品から離れた画像自体）として保護を受ける方法
（以下、このような意匠を「**画像意匠**」という。）
（２）物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法
（以下、このような意匠を「物品等の部分に画像を含む意匠」という。）
（以下、上記（１）及び（２）をまとめて、「画像を含む意匠」という。なお、本章においては、上記（１）及び（２）の記載が混在することから、読みやすさ等の観点から、それぞれを網掛け又は枠囲いで示している。）

上記（１）は、画像が表示される対象を問わないものであり、上記（２）については、物品又は建築物と一体的に創作された画像を保護するものである。

この章では、上記（１）及び（２）の画像それぞれについて、一般的な審査基準に加え、画像を含む意匠の審査をする上で考慮すべき事項についてまとめている。

２．画像を含む意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、画像を含む意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部ないし第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い審査を行う。

一方、画像を含む意匠の審査の際には、**画像意匠**や、物品等の部分に画像を含む意匠それぞれに留意しなければならないことも多い。

このため、本章では、画像を含む意匠の審査に関する基礎的な事項の他、画像を含む意匠の審査の際にのみ適用すべき事項を中心に記載している。

本章に記載されていないその他の事項については、一般的な意匠に関して記載された審査基準の各該当箇所を参照されたい。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠について、**画像意匠**であるか、物品等の部分に画像を含む意匠であるかを認定する。

これは、これらのいずれであるかによって、意匠法上の意匠に該当するための要件等が異なっているためである。

3. 意匠法の保護の対象となる画像

3.1 **画像意匠**

画像意匠とは、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいう。

意匠法が、意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠法上の意匠とすることは適切ではないことから、意匠法第２条は、意匠法による保護の対象となる画像を、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限ると定義している。

よって、審査官は、当該規定の趣旨に従い、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する。

（１）機器の操作の用に供される画像（以下、「操作画像」という。）

（２）機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（以下、「表示画像」という。）

なお、例えば電化製品の３Ｄオブジェクト等の仮想的なものは、ここでいう「機器」に該当しない。

＜操作画像に該当する画像の例＞

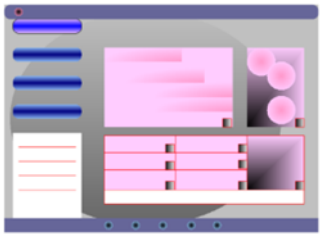

「商品購入用画像」
（ウェブサイトの画像）

「アイコン用画像」
（クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン）

＜表示画像に該当する画像の例＞

「医療用測定結果表示画像」

「時刻表示画像」（壁に投影された画像）

審査官は、上記（１）及び（２）のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツについては、意匠法上の意匠と判断しない。

また、**画像意匠**として出願されたものが、意匠法上の**画像意匠**を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「操作画像」又は「表示画像」に該当するものでなければならない。

よって、審査官は、例えば以下の例のように、アイコンの一部のみを意匠登録出願の対象とした場合（アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。）のように、出願されたものが、「操作画像」にも、「表示画像」にも該当しない場合は、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。

＜意匠法上の画像意匠を構成しないものの例＞

【意匠に係る物品】アイコンのコーナー用画像
【意匠に係る物品の説明】この意匠はアイコンの右肩のコーナー部の画像であり、富士山を模したものである。

※コーナー部の部分について意匠登録を受けようとする「アイコン用画像」の意匠として出願されれば　本要件を満たす

3.2　物品等の部分に画像を含む意匠

3.2.1　物品の部分としての画像を含む意匠

物品の部分としての画像を含む意匠を構成するものは、物品に記録され、物品の表示部に示された、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像である。

（１）画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの
（以下、「物品の機能を発揮するための操作画像」という。）
（２）画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの
（以下、「物品の機能にとって必要な表示画像」という。）

＜物品の機能を発揮するための操作画像に該当するものの例＞

【正面図】

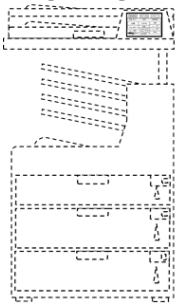

【表示部部分拡大図】

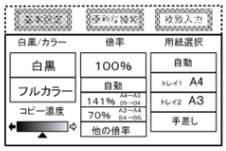

【意匠に係る物品】複写機
【意匠に係る物品の説明】 正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。
【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【正面図】

【意匠に係る物品】音楽再生機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】 正面図に表された画像は、選曲方法を選択するためのものである。
【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

＜以下、中略＞

5.3 画像を含む意匠に関する一意匠一出願の例外

意匠法では、意匠ごとに出願することが原則であるが、5.1 ないし 5.２に基づき判断しても意匠ごとにした出願とは認められない場合であっても、（１）組物の意匠（第Ⅳ部第３章「組物の意匠」参照）又は（２）内装の意匠（第Ⅳ部第４章「内装の意匠」参照）の要件を満たす場合は、組物の意匠又は内装の意匠として一の意匠と認められる。

6. 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法に定められた登録されるための全ての要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが（第Ⅱ部及び第Ⅲ部参照）、以下、意匠法上の主な登録要件において、画像を含む意匠の出願について特に留意すべき点について示す。

（１）工業上利用することができる意匠であること
（２）新規性を有すること
（３）創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）
（４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

6.1 工業上利用することができる意匠であること

審査官が、画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であるかどうかを判断する場合に留意すべき点について、以下、**画像意匠**、物品等の部分に画像を含む意匠それぞれについて示す。

6.1.1 工業上利用することができる**画像意匠**であること

画像意匠が工業上利用することができるものであると認められるためには、以下を満たさなければならない。

（１）意匠法上の**画像意匠**と認められるものであること（→6.1.1.1 参照）
（２）意匠が具体的なものであること（→6.1.1.2 参照）
（３）工業上利用することができるものであること（→6.1.1.3 参照）

6.1.1.1　意匠法上の画像意匠と認められるものであること

意匠法上、画像意匠は物品又は建築物から離れた画像自体として保護される。すなわち、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて総合的に判断したときに、物品若しくは建築物又はそれらの部分と認められるものは画像意匠とは認められない。

画像は立体的なものを含み得るが、物品又は建築物から離れた物理的な形状を有さないものであるので、物理的な形状等を前提とする、見本又はひな形で提出された場合や、物理的な材質について説明が記載されている場合は、工業上利用することができる画像意匠とは認められない。この場合審査官は、その内容に応じて、物品等の部分に画像を含む意匠として工業上利用することができるものか否かの判断を行う。

なお、画像意匠は物品又は建築物から離れたものであるので、意匠登録出願上どのような表示方法であるかを特定する必要はなく、願書に添付した図面においては、画像として視覚を通じ美感を起こさせるものそれ自体を表す。表示機器とともに画像が示されている場合は、物品の部分としての画像を含む意匠（3.2.1 参照）として審査を進める。

意匠法においては、全ての画像を保護するのではなく、その保護対象を「操作画像」又は「表示画像」に限っている。画像意匠は少なくともこのいずれかに該当する必要があり、「操作画像」と「表示画像」のいずれにも該当する画像についても、この要件を満たすものと判断する。これらのいずれにも該当しない画像は、意匠法にいう意匠に該当しない。

「操作画像」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。画像意匠は物品から離れたものであるので、ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能（例えば、写真撮影用画像）が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。

「表示画像」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示を行う画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。ただし、単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は「表示画像」に含まない。

6.1.1.2　意匠が具体的なものであること

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容が、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等において、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分である。

＜以下、中略＞

示部が示されている場合又は、③「映像再生用画像」の映像が表示される部分に図形が示されている場合等、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、コンテンツ表示部と明確に判断できる部分があり、表示されたコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもののようなもの（意匠法第５条）に該当しないのであれば、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用することができる意匠と判断する。ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないものと取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しない。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的でないと判断する。

（注）スマートフォンのカメラ機能等を使って撮像した対象物等もこれに準じるものとして扱う。

6.2　新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第３条第１項各号の規定の適用については、出願された画像を含む意匠が公知意匠のいずれかと同一であるか否か、又は公知意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

新規性要件に関する一般的な判断基準については、第Ⅲ部第２章第１節「新規性」を参照されたい。加えて、画像を含む意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

6.2.1　公知資料に掲載された物品又は建築物の表示部等に画像が表されている場合の扱い

新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする意匠には、意匠法第３条第１項第１号及び第２号に規定される、公然知られた意匠、頒布された刊行物に記載された意匠及び電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠が挙げられるが、これらの意匠において、物品又は建築物の表示部等に画像が表されている場合、当該物品等の部分に画像を含む意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱うのに加え、当該表示部に表された画像を**画像意匠**として新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

さらに、新規性の判断をする場合は、物品等の中で分離して識別可能な部品等がある場合は、当該部品についても公知意匠となったものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた部分のみを公知意匠として扱う）、各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠としてそれぞれ公知意匠となったものとして扱う。

例えば、以下のように、実際に公開されている公知意匠が操作画像の表示されたスマートウォッチ腕時計型情報端末機である場合、公知意匠となり新規性を喪失する意匠には、スマートウォッチ腕時計型情報端末機の意匠だけではなく、部品として認識可能なスマートウォッチ腕時計型情報端末機用ベルト、スマートウォッチ腕時計型情報端末機本体のような部品の意匠や、操作画像の意匠、操作画像の中で認識可能なアイコン用画像の意匠、さらに、スマートウォッチ腕時計型情報端末機や操作画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるものも含まれる。

＜スマートウォッチ腕時計型情報端末機の意匠が公知となったときに新規性を失う意匠の例＞

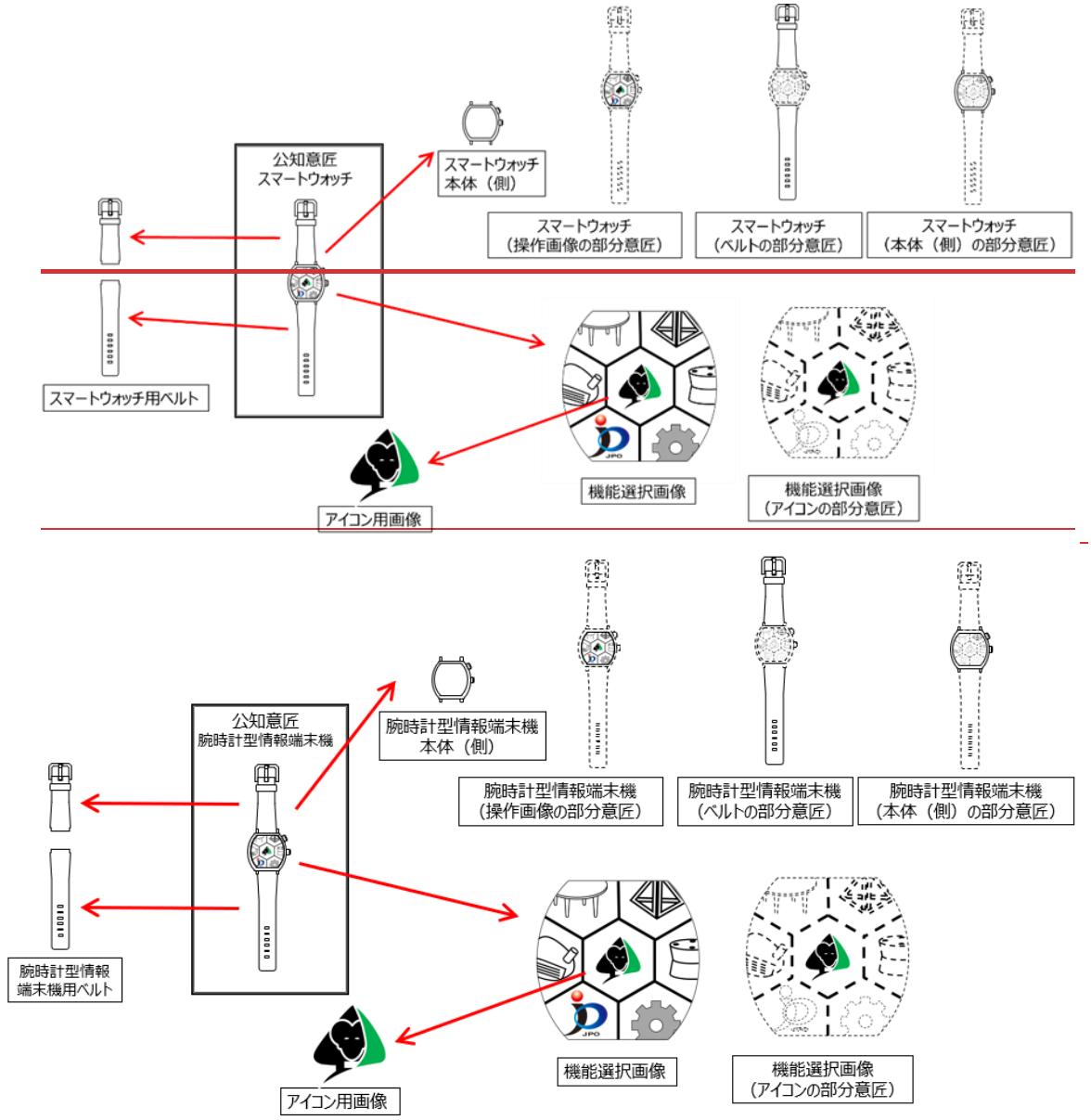

＜以下、省略＞

第Ⅶ部　パリ条約による優先権

1．概要

パリ条約による優先権とは、パリ条約のいずれかの同盟国(第一国)において意匠登録出願した者が、その意匠登録出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に意匠登録出願する場合に、新規性、創作非容易性等の判断に関し、第二国における意匠登録出願について、第一国における最初の出願の日（以下本部において、「優先日」という。）に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利である。

我が国においては、世界貿易機関の加盟国の国民又は特許庁長官が指定する、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるとしている国の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張を行うことが認められている（パリ条約の例による優先権）。

2．パリ条約による優先権の主張の要件等

パリ条約による優先権の主張の要件は以下のとおりである。

（１）パリ条約による優先権を主張することができる者（→2.1 参照）

パリ条約の同盟国の国民であって、パリ条約の同盟国に正規に出願をした者又はその承継人であること

（２）パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間（→2.2 参照）

我が国の意匠登録出願が第一国の最初の出願の日から６か月以内になされていること

（３）パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願（→2.3 参照）

①第一国にした正規の出願であること

②第一国にした最初の出願であること

③意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること

また、優先権の主張にあたり、以下の手続がなされている必要がある。

（４）パリ条約による優先権の主張の手続

我が国の意匠登録出願と同時に優先権の申し立て、出願の日から３か月以内に「優先権証明書類等」の提出がなされていなければならない（→2.4 参照）

上記に加え、優先権の主張の効果が認められるためには以下の要件を満たしている必要がある。

（５）パリ条約による優先権主張の効果の認否（→4.「優先権主張の効果の認否における意匠の同一」 参照）

我が国に出願された意匠が、優先権の基礎とする出願の意匠と同一であること

なお、意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条の３に規定されたパリ条約の例による優先権については、本部 2.5「特許法第４３条の３に規定されたパリ条約の例による優先権」を参照されたい。

2.1　パリ条約による優先権を主張することができる者

パリ条約による優先権を主張することができる者は、パリ条約の同盟国の国民（注）であって、第一国に正規の出願をした者又はその承継人である（パリ条約第２条、パリ条約第３条、パリ条約第４条Ａ(1)）。

（注）パリ条約第３条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。

2.2　パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間

パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への意匠登録出願ができる期間（優先期間）は、第一国への最初の出願日から６か月である。実用新案登録出願、特許出願を優先権の基礎とする意匠登録出願の場合も同様に６か月である（パリ条約第４条 C(1)、同第４条 E(1)）。

優先期間内（第一国への最初の出願日から６か月以内）に優先権の主張を伴う意匠登録出願をすることができなかった場合に、経済産業省令で定める期間内（優先期間経過後２月以内）に経済産業省令で定めるところによりその意匠登録出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、意匠登録出願に優先権を主張することができる。ただし、故意に、優先期間内にその意匠登録出願をしなかったと認められる場合は、この限りでない。

2.3　パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願

パリ条約による優先権の主張の基礎とする出願は、以下の 2.3.1 ないし 2.3.3 の全ての要件を満たすものでなければならない。

2.3.1　第一国にした正規の出願であること

優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした出願（ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を含む（注））でなければならない（パリ条約第４条 A(1)ないし同(3)、同第４条 C(4)、同第４条 D、ジュネーブ改正協定第６条（2））。

（注）「ジュネーブ改正協定」及び「国際出願」については、第Ⅸ部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

2.3.2　第一国にした最初の出願であること

パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができるのは、パリ条約の同盟国における最初の出願のみである(パリ条約第４ 条 C(2)及び(4)、同第４条 D(1))。これは、最初の出願に記載された意匠について、後の出願を基礎として再度(すなわち累積的に)優先権の主張の効果を認めると、実質的に優先期間を延長することになるからである。

2.3.3　第一国にした意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること

パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができるのは、第一国にした、意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願である。

なお、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることは、パリ条約上規定されているが（パリ条約第４条Ｅ(1)）、特許出願又は商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることの可否については、パリ条約上に規定がなされていない。これらのパリ条約に規定されていない優先権主張の効果については、以下のとおり、我が国において、それらの法域相互間の出願の変更が可能か否かに基づいて判断する。

（１）優先権の基礎となる出願が、実用新案登録出願である場合

パリ条約第４条Ｅに基づき、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることができる。

（２）優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合

我が国においては、特許法と意匠法での法域相互間の出願の変更が可能である。したがって、特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、「優先権証明書類等」の中に我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。

（３）優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合

我が国においては、商標登録出願から意匠登録出願への出願の変更は認められていない。したがって、商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権の主張の効果は認められない。なお、優先権の基礎となる第一国への商標登録出願が、立体商標であっても、優先権の主張の効果は認められない。

2.4　パリ条約による優先権の主張の手続

パリ条約による優先権の主張を行う際は、意匠登録出願と同時に、第一国への最初の出願に基づいて優先権の申し立てを行わなければならない。また、出願の日から３か月以内に、「優先権証明書類等」を提出しなければならない（意匠法第１５条第１項において読み替えて準用する特許法第４３条第１項から第３項まで）（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願については、第Ⅸ部第８章「国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権」3.「パリ条約による優先権等を主張するための手続」参照）。

なお、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の電子的交換が利用可能な国・地域の意匠登録出願に基づき優先権主張を行う場合は、「優先権証明書類等」の提出に代えて、願書にアクセスコード等を記載するか、手続補正書によってアクセスコード等を補充してもよい。（意匠法第１５条第１項において読み替えて準用する特許法第４３条第５項）

「優先権証明書類等」の提出が定められた期間内にされない場合、特許庁から「優先権証明書類等」の提出がない旨の通知が送付される。出願人は、当該通知の受領から２か月間、「優先権証明書類等」を提出することができる。また、この期間、出願人の責めに帰すことのできない理由により「優先権証明書類等」を提出することができない場合は、その理由に合わせ、以下の期間、「優先権証明書類等」を提出することができる。（意匠法第１５条第１項において読み替えて準用する特許法第４３条第６項から第９項まで）

（１）「優先権証明書類等」を発行すべき政府による「優先権証明書類等」の発行に関する事務の遅延が原因の場合は「優先権証明書類等」の入手から１か月（在外者の場合は２か月）

（２）上記（１）以外の理由の場合については、①「優先権証明書類等」を提出することができなかった理由がなくなった日から１４日（在外者の場合は２か月）又は②「優先権証明書類等」の提出がない旨の通知の受領の日の２か月後から６か月（すなわち、通知の受領の日から８か月）の、いずれか早い方が経過するまで

2.5　特許法第４３条の３に規定されたパリ条約の例による優先権

我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条の３の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

＜特許法第４３条の３の規定に従いパリ条約の例により優先権の主張が認められるもの＞

（１）日本国民又はパリ条約の同盟国の国民(パリ条約第３条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。）が、世界貿易機関（WTO）の加盟国においてした出願に基づく優先権（特許法第４３条の３第１項）

（２）WTO 加盟国の国民が、パリ条約同盟国又は WTO 加盟国においてした出願に基づく優先権(特許法第４３条の３第１項)

（３）パリ条約同盟国又は WTO 加盟国のいずれにも該当しない国であって、日本国と同一の条件により日本国民に対して優先権の主張を認めることとしており、かつ、特許庁長官が指定する国(以下この章において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権（特許法第４３条の３第２項)

（４）日本国民又はパリ条約同盟国の国民若しくは WTO 加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権(特許法第４３条の３第２項)

これらの優先権の主張を伴う出願については、パリ条約による優先権の主張を伴う日本出願の場合と同様に取り扱い、その効果は、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

3.　パリ条約による優先権の主張の効果

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第４条Ｂで、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

よって、審査官は、優先権の主張の効果を認める場合には、意匠法の以下の①ないし⑤の実体審査における規定の適用にあたり、優先日をその判断の基準となる日(以下この章において「基準日」という。）として取り扱う。

① 新規性(意匠法第３条第１項)
② 創作非容易性(意匠法第３条第２項)
③ 先願の一部と同一又は類似(意匠法第３条の 2)
④ 先願(意匠法第９条)
⑤ 関連意匠（意匠法第１０条）

4. 優先権主張の効果の認否における意匠の同一

4.1 優先権主張の効果の認否における「意匠の同一」についての基本的な考え方

審査官は、我が国への意匠登録出願の意匠が、第一国の最初の出願（以下、「第一国出願」という。）の意匠と同一と判断する場合に限り、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。当該判断における「意匠の同一」の基本的な考え方については、以下のとおり。

（１）意匠の表現形式にかかわらず第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠とが同一の意匠であればよい。
（２）第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠が同一の意匠であるか否かは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断することにより行う。
（３）第一国出願の意匠の認定（意匠に係る物品等、物品等の形状、模様、色彩、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に対する位置・大きさ・範囲等）は、第一国の法令等も考慮して行う。

4.2 「意匠に係る物品」の欄の記載について

第一国出願の意匠と、我が国の意匠登録出願の意匠が同一と認められるためには、原則、両意匠の意匠に係る物品等が同一でなければならない。

ただし、願書の記載項目や記載方法は各国で異なることから、審査官は、例えば、第一国出願の意匠の意匠に係る物品等の名称と、我が国の意匠登録出願の意匠の「意匠に係る物品」の欄の記載とが相違する場合であっても、当該記載のみで両意匠が同一か否かを判断するのではなく、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等と我が国の意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、両意匠の意匠に係る物品等が同一か否かを判断する。

また、その判断の際には、各国の法令等の相違についても考慮する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であり、我が国の意匠登録出願の意匠に係る物品の欄に具体的な用途及び機能が明確となるものを記載した場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「容器（原文：bottle）」で、図面には一般的な飲料用のペットボトルの形状等が記載されている。
日本出願：意匠に係る物品が「包装用容器」と記載されている。図面に表された意匠の形状等は第一国出願のものと同一である。

（説明）第一国出願の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称である場合、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して導き出される複数の物品のうち、一の物品を我が国への意匠登録出願において記載した場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が、画像を含む意匠であり、意匠に係る物品の名称等を「スクリーンパネル」として出願されており、我が国の意匠登録出願の意匠が画像意匠として出願されたものである場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「スクリーンパネル」で、図面には画像を表示させるための具体的な物品等は表されておらず、時刻表示用画像のみが表されている。
日本出願：意匠に係る物品の欄に「時刻表示用画像」と記載されており、図面に表された画像は第一国出願のものと同一である。

（説明）画像を含む意匠については、各国で保護の手法が異なる。第一国出願の意匠が「スクリーンパネル」に係るものであり、我が国の意匠登録出願の意匠が「画像意匠」である場合であっても、「スクリーンパネル」そのものには画像が実現しようとする用途及び機能以外にその他の具体的な用途及び機能が想定されないことから、図面において両意匠全体の形状等として表されたものが同一である場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

4.3　一出願に含まれる意匠数について

諸外国において、一出願に含めることができる意匠の数、表し方についての手続規定は様々であるが、審査官は、例えば以下の例のように、我が国の意匠制度に基づき第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等から認定できる意匠ごとに出願を行ったものと認められる場合

は、１つの出願の中に含まれる意匠の数が相違したとしても、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

＜優先権の認否において意匠が同一と判断する場合の例＞

（１）第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国の意匠登録出願の意匠とした場合。

（２）第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に複数の意匠が記載されている場合に、全部又はその一部の構成物品について組物（意匠法第８条に規定する経済産業省令で定める別表に掲げる組物）の意匠として我が国の意匠登録出願の意匠とした場合。

（３）第一国において、物品等の形状等又は画像がその物品等の機能に基づいて変化するものであるにもかかわらず、その変化の前後にわたる物品等の形状等又は画像について、法令等により一の出願に含めることができないこととされており、同一の意匠の変化の前後にわたる形状等又は画像を複数の出願に分けて出願せざるを得なかった場合に、それら複数の出願を基礎として優先権を主張して、当該変化の前後にわたる形状等又は画像を我が国の一の意匠登録出願に含めて出願した場合。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国の法令等により変化の前後にわたる形状等又は画像を一の出願に含められないことから複数の出願に分けて出願したものを基礎とし、当該変化の前後にわたる形状等又は画像を我が国の一の意匠登録出願に含めて出願した場合

第一国出願Ａ：アンテナ収納時の形状等のみが表されたラジオ受信機の意匠
第一国出願Ｂ：アンテナ引き出し時の形状等のみが表されているラジオ受信機の意匠
日本出願：変化前の第一国出願Ａに表された形状等と、変化後の第一国出願Ｂに表された形状等を含めて一の意匠登録出願の意匠としたもの

（説明）第一国出願Ａの図面等に表された形状等と、第一国出願Ｂの図面等に表された形状等とが、いずれも同一の意匠の変化の前後にわたる形状等又は画像であることが明らかである場合は、第一国出願の意匠と我が国の意匠は同一と判断する。

他方、審査官は、例えば以下の場合には、両意匠は優先権の認否において同一ではないと判断する。

＜優先権の認否において意匠が同一ではないと判断する場合の例＞

（１）第一国に出願された意匠と、第一国に出願されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国の意匠登録出願の意匠とした場合。

（２）複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合。

【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願Ａ：ボールペンの蓋の意匠
第一国出願Ｂ：ボールペン本体の意匠
日本出願：第一国出願Ａと第一国出願Ｂとを組み合わせた、ボールペン（蓋＋本体）の意匠

（説明）各第一国出願の意匠から、我が国の意匠登録出願の意匠を直接導き出すことができない。また、各第一国出願の意匠は、それぞれ個別に我が国への意匠登録出願することが可能であることから、審査官は、それら複数の第一国出願の意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と判断しない。

4.4　意匠を構成する部品の組合せ、分離について

第一国出願の意匠が、我が国の意匠法第７条の規定に照らし一意匠と認められる場合、当該意匠と同じ意匠の単位について我が国への意匠登録出願としたときのみ両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

（１）我が国への意匠登録出願に係る意匠が、第一国出願の部品の意匠と、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

（２）第一国出願の意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】完成品を構成する一の部品について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：自転車の意匠
日本出願：自転車用サドルの意匠

（説明）第一国出願は、我が国の意匠法第７条の規定から一意匠と認められる自転車全体について意匠登録を受けようとするものであり、その自転車を構成する自転車用サドルについて単独で意匠登録を受けようとするものとは認められないため、両意匠は同一と判断しない。

（３）第一国出願の意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等にはない組合せについて、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

①第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。

②第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せの態様を含めて第一国において意匠登録を受けようとするものであると認められる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等には開示されていない組合せについて我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：３つのボールペン本体の意匠（Ａ，Ｂ、Ｃ）と、３つのボールペン用蓋の意匠（a，b，c）、１つの蓋付きボールペンの意匠（Ａ＋a）が記載されている。また、願書に、１つの蓋付きボールペンの意匠（Ａ＋a）に限らず、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変える旨の記載がある※。

日本出願：蓋付きボールペンの意匠（Ａ＋b）

（説明）第１国出願において、図示されている意匠は、３つのボールペン本体の意匠（Ａ，Ｂ、Ｃ）と、３つのボールペン用蓋の意匠（a，b，c）、１つの蓋付きボールペンの意匠（Ａ＋a）の合計７つである。

しかし、願書の記載から総合的に判断すると、蓋付きボールペンの意匠（Ａ＋a）は例示であり、第一国出願は、図示されていない組合せの意匠（Ａ＋b）を含め、蓋付きボールペンの意匠については９つの意匠について登録を受けようとする出願であると認められる。

※第一国の願書に、蓋付きボールペンの意匠（Ａ＋a）が記載されていない場合、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変えるか否かが明確でない場合等、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合、両意匠は同一と判断しない。

4.5　第一国出願の図面等において物品等の全体の形状等が表されていない場合について

審査官は、第一国出願の図面等において、物品等の全体の形状等が表されていない場合、それぞれ以下のように取り扱う。

（１）第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に物品等の一部の形状等のみが表されている場合に、我が国の意匠登録出願の意匠が、当該物品等の全体の形状等について意匠登録を受けようとするものである場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

（２）第一国出願の図面に物品等の一部の形状等のみが表されており、我が国の意匠登録出願の意匠が、当該部分を意匠登録を受けようとする部分とし、「その他の部分」を追加したものである場合

①第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に表された意匠について、形状等が表されている部分の物品等の全体における位置、大きさ、範囲を、その他の第一国出願の願書の記載や物品特性等を総合的に判断しても導き出すことができない場合は、我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠と判断しない。

【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】第一国出願の願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「包装用容器（原文：Package）」で、図面には模様のみが記載されている。
日本出願：意匠に係る物品が「包装用箱」で、包装用箱の一部に表された模様部分について意匠登録を受けようとする意匠の出願である。

（説明）第一国出願の図面に模様のみしか記載されていない場合、その模様が付される物品の名称を記載していたとしても、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等の記載からは、その模様の物品全体における位置、大きさ、範囲を導き出すことはできないので、同一の意匠と判断しない。

②第一国出願の意匠について、形状等が表されている部分の物品等の全体における位置、大きさ、範囲を、その他の第一国出願の願書の記載や物品特性等を総合的に判断した結果導き出すことができ、我が国の意匠登録出願に係る意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲と一致する場合は、両意匠は同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願で表されていなかった部分を「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」としたとき

第一国出願：折り畳み式の携帯電話機の意匠で、閉じた状態の形状等を表す図面のみ記載されており、開いた状態の内側の形状等は記載されていない

日本出願：開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で表れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする出願

（説明）第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すると、第一国出願は、携帯電話機の閉じた状態で表れる部分のみについて意匠登録を受けようとするもので、かつ、閉じた状態で表れる部分の携帯電話機全体における位置、大きさ、範囲は明確なことから、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、同一と判断する。

4.6　意匠の構成要素が異なる場合

日本に出願された意匠が、第一国出願の意匠と同一と認められるためには、両意匠の意匠に係る物品等の形状、模様又は色彩（以下、「意匠の構成要素」という。）がいずれも同一でなければならない。意匠の構成要素が異なれば別異の意匠であり、原則として、優先権主張の効果を認めることはできない。

ただし、図面等に表された意匠の構成要素が異なったとしても、第一国出願の願書のその他の記載等により、我が国の意匠登録出願の意匠にない構成要素について、意匠登録を受けようとするものでないと認められる場合（例えば、第一国出願の図面においては色彩が付されているが、説明で色彩については権利を請求しない旨記載されている）、又は、意匠の作図方法等の表現方法が異なる場合に、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したときに、我が国の意匠登録出願に記載された意匠と同一の意匠について保護を受けようとするものであることが当然に導き出すことができるものと認められる場合は、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

＜意匠の表現方法が異なる場合の例＞

①第一国出願の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とが、異なる図法により表されている場合

②第一国出願の意匠が図面（CG を含む）で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表されている場合

③第一国出願の意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（CG を含む）で表されている場合

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】表現方法は異なるが、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すると、我が国の意匠登録出願の意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができる場合

第一国出願：くぎの意匠。色彩のない図面によって表されているが、願書に鉄製であることが記載されている。

日本出願：くぎの意匠。写真によって表わされており、一般的な鉄製のくぎに表れるような金属光沢、金属様色彩を有する。

（説明）第一国出願の意匠に模様及び色彩はないものの、鉄製であることが願書に記載されていることを総合すると、我が国の意匠登録出願に添付された写真によって表わされた金属光沢、金属用模様を有するくぎの意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができることから、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が斜視図２図で表され、我が国の意匠登録出願に係る意匠が正投影図法による６面図により表されている場合

第一国出願：意匠が正面、平面、右側面側からの斜視図と、背面、底面、左側面側からの斜視図により表されている。

日本出願：意匠が正投影図法による６面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）により表されている。これら６面図によって表された形状等は、第一国出願の図面の斜視図から当然に導き出せる内容と一致する。

（説明）第一国出願の図面が、６面が表れた斜視図２図であって、これらの図を総合的に判断して、当然に導き出せる内容と、我が国への出願の意匠とが一致するため、図法が異なるだけで両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が写真で表され、我が国の意匠登録出願に係る意匠が図面（着色図面）で表されている場合

第一国出願：意匠が写真によって表されており、色彩を有する。

日本出願：意匠が図面によって表されており、第一国出願で表された色彩と同じ色彩が着色されている。

（説明）第一国出願では写真を用いているのに対し、我が国の意匠登録出願では図面を用いていることから、意匠の表現方法が異なるが、それぞれ示された意匠が一致するため、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

関連規定

意匠法

第十五条　特許法第三十八条（共同出願）及び第四十三条から第四十三条の三まで（パリ条約による優先権主張の手続及びパリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

（第２項以下略）

特許法

第四十三条　パリ条約第四条Ｄ（１）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条Ａ（２）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

２　前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条Ａ（２）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本若しくは~~又は~~これらと同様の~~な~~内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したもの（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。第五項及び第四十四条第四項において同じ。）により提供されたものを含む。）又はこれらの写し（以下この条において「優先権証明書類等」という。）を次~~を次~~の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一　当該最初の出願若しくはパリ条約第四条Ｃ（４）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条Ａ（２）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二　その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

三　その特許出願が前項、次条第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3　第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を優先権証明書類等~~前項に規定する書類~~とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、優先権証明書類等~~同項に規定する書類~~の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4　第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に優先権証明書類等~~同項に規定する書類~~を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

5　優先権証明書類等~~第二項に規定する書類~~に記載されている事項を電磁的方法~~（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）~~によりパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合として経済産業省令で定める場合において、第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に、出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、優先権証明書類等~~第二項に規定する書類~~を提出したものとみなす。

6　特許庁長官は、第二項に規定する期間内に優先権証明書類等~~同項に規定する書類~~又は前項に規定する書面の提出がなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7　前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、優先権証明書類等~~第二項に規定する書類~~又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することができる。

8　第六項の規定による通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に優先権証明書類等~~第二項に規定する書類~~又は第五項に規定する書面を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、その優先権証明書類等書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

9　第七項又は前項の規定により優先権証明書類等~~第二項に規定する書類~~又は第五項に規定する書面の提出があつたときは、第四項の規定は、適用しない。

特許法

第四十三条の二　パリ条約第四条Ｄ（１）の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条Ｃ（１）に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であつても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

２　前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

特許法

第四十三条の三　次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｃ第一条３に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

２　パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

３　前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

ジュネーブ改正協定：第６条(1)、(2)

第１章　意匠登録出願の分割

１．概要

意匠法第１０条の２は、出願人が、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる旨を規定している。また、同条は、意匠登録出願の分割が適法になされた場合には、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされる旨を規定している。

意匠登録出願の分割制度は、意匠法第７条が規定する一意匠一出願の原則（第Ⅱ部第２章「意匠ごとの出願」参照）に反し、誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合に、出願人の救済を図ったものである。

なお、ここでいう新たな意匠登録出願には、国際意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願を含む。

２．意匠登録出願の分割の要件

分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属していること

分割の手続は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属中にしなければならない。

（２）意匠登録出願人が同一であること

分割による新たな意匠登録出願の出願人は、もとの意匠登録出願の出願人と同一でなければならない。ただし、もとの意匠登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は、審査官は出願人が同一であると判断する。

（３）二以上の意匠が包含されている意匠登録出願についての分割であること

意匠登録出願に二以上の意匠が包含されているとは、願書の記載及び願書に添付した図面等に二以上の意匠が表されている場合をいう。例えば、願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品を並列して記載した場合、あるいは願書に添付した図面等に二以上の形状等を表している場合など（第Ⅱ部第２章「意匠ごとの出願」参照）や、一つの物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品の中に、形状等の一体性ある

いは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されている場合が該当する。

（４）分割による新たな意匠登録出願に係る意匠は、もとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のうちいずれかと同一の意匠であること

3．適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例

（１）意匠ごとに出願され、意匠法第７条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品を構成する部品ごとに分割した場合

（２）意匠法第８条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合

（３）意匠法第８条の２に規定する要件を満たしている内装の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合

（４）分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠の範囲外のものを要旨とするとき、つまり、新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合

（５）一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願に分割した場合

4．分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

審査官は、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとはみなさず、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

5. 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

分割による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類（電磁的方法により提供されたものを含む。）であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第４条第３項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続きに必要な書面又は書類（意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条第１項及び第２項（これらの規定を第１５条第１項において準用する同法第４３条の２第２項及び第４３条の３第３項において準用する場合を含む。）、~~あるいは特許法第４３条の３第３項~~の規定により提出しなければならないもの書面）は、意匠法第１０条の２第３項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第２章　出願の変更

１．概要

意匠法第１３条は、出願人が特許出願又は実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる旨を規定している。また、同条は、意匠登録出願への変更が適法になされた場合は、新たな意匠登録出願は、もとの出願の時にしたものとみなされる旨を規定している。

意匠登録出願の変更制度は、出願人が出願形式（意匠登録出願、特許出願又は実用新案登録出願）の選択を誤ったり、また、例えば、ある新しい形状の発明をし、それが技術的に効果があるものと考えて特許出願をしたところ拒絶されたので、その形状の美的な面について意匠登録を受けようとする場合等において、出願人の救済を図ったものである。

２．意匠登録出願への変更の要件

変更による新たな意匠登録出願が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（１）特許出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から３か月以内であること

（２）実用新案登録出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの実用新案登録出願が特許庁に係属していること

（３）変更による新たな意匠登録出願の出願人と、もとの特許出願人又はもとの実用新案登録出願人とは同一であること

ただし、もとの特許出願人あるいは実用新案登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は、審査官は出願人が同一であると判断する。

（４）もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること

（５）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

3．適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例

（１）もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るような具体的な記載がない場合
（２）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に明確に認識し得るような具体的な記載により表された意匠と同一でないと認められる場合
（３）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面の記載以外のものを付加した場合

4．特許出願又は実用新案登録出願から物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願への出願の変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合、審査官は、変更による新たな意匠登録出願について、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

5．変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

審査官は、新たな意匠登録出願を、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとはみなさず、変更のあった時にしたものとして取り扱う。

6. 変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

変更による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの特許出願又は実用新案登録出願について提出された書面又は書類（電磁的方法により提供されたものを含む。）であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続~~き~~に必要な書面（意匠法第４条第３項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続~~き~~に必要な書面又は書類（意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条第１項及び第２項（これらの規定を第１５条第１項において準用する同法第４３条の２第２項及び第４３条の３第３項において準用する場合を含む。）~~から特許法第４３条の３~~の規定により提出しなければならない~~もの~~書面）は、当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。（意匠法第１３条第６項で準用する意匠法第１０条の２第３項）。

関連規定

意匠法

第十条の二　意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。

２　前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

３　第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類（第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された場合には、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により提供されたものを含む。）であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法同法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項~~（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）~~及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十三条　特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後は、この限りでない。

２　実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。

３　第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条の規定により同法第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

４　第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

５　特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

６　第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第十三条の二　特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

２　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

第十七条の三　意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

２　前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

３　前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第８章　国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権

1．意匠法第６０条の１０の規定

国際意匠登録出願についての優先権主張については、ジュネーブ改正協定第６条(1)の規定による国際事務局経由の手続に一元化するため、本条第１項において、国際意匠登録出願には我が国特許庁に優先権主張をする場合の手続規定は適用しないこととされている。

「優先権証明書類等」の提出手続については、ジュネーブ改正協定上国際出願に伴わせる手続とされていないため、「優先権証明書類等」提出手続に係る特許法の規定が「ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者」についても準用されている。

なお、意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条の３第２項に規定する「特定国」についての優先権の主張は、ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)の規定では認められていないため、本条第１項の規定により、国際意匠登録出願には適用されない。

2．パリ条約による優先権の主張の効果

意匠法第６０条の１０第１項の規定により、国際意匠登録出願については、意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条の３第２項に規定する「特定国」の国民に関するパリ条約の例による優先権の主張は認められない。

3．パリ条約による優先権を主張するための手続

パリ条約第４条Ｄ(1)の規定により国際意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)の規定に基づき国際出願に優先権主張を含めるとともに、意匠法第６０条の１０第２項で読み替えて準用する特許法第４３条第２項及び第３項の規定に基づき、国際公表から３か月以内に「優先権証明書類等」を特許庁長官に提出しなければならない。また、同期間内に世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービスを利用するための所定の手続をすることにより、「優先権証明書類等」の提出に代えることができる。（意匠法第６０条の１０第２項の規定で読み替えて準用する特許法第４３条第５項）

なお、国際出願の出願人が、国際出願と同時に「優先権証明書類等」を国際事務局に提出した場合であって、当該出願人が、国際事務局に対し、「優先権証明書類等」に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合、「優先権証明書類等」

を日本国特許庁長官に提出したものとみなされる。（意匠法施行規則第１９条第３項で読み替えて準用する特許法施行規則第２７条の３の３第２項第１号及び第３項）

４．パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件

国内の意匠登録出願を基礎とした優先権の主張を伴う国際意匠登録出願については、当該優先権の主張の効果は認められない。

なお、パリ条約による優先権の主張に関するその他の判断基準については、第Ⅶ部「パリ条約による優先権」を参照されたい。